

(令和元年10月28日現在)

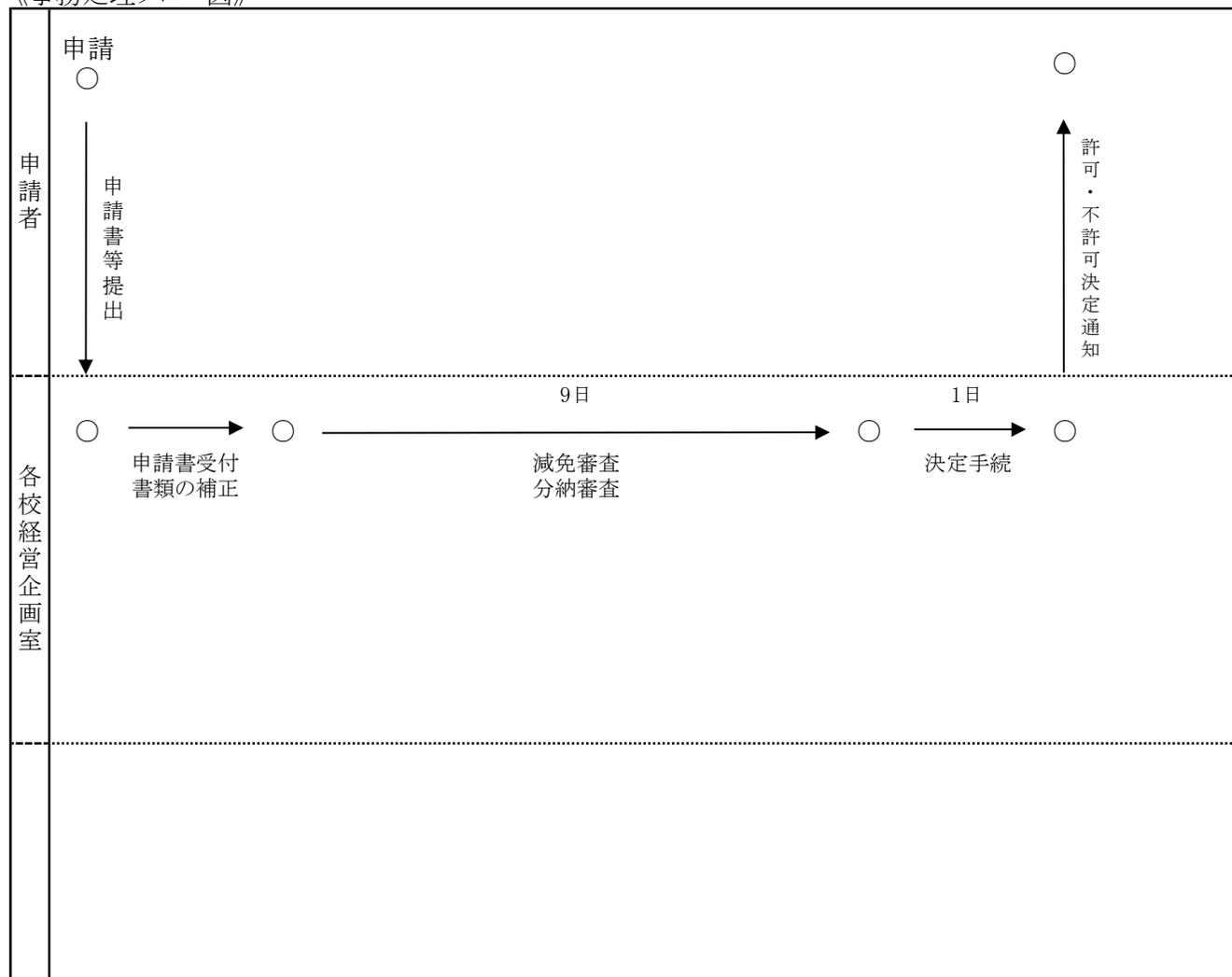
事務処理フロー図

事務名	都立高等学校等授業料の分納又は減免
根拠法令	東京都立学校の授業料等徴収条例第5条 東京都立学校の授業料等徴収条例施行規則第4条

作成部署 教育庁都立学校教育部高等学校教育課経理担当 電話03-5320-7862
教育庁都立学校教育部特別支援教育課経理担当 電話03-5320-6754

標準処理期間計 | 10日

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	申請書受付書類の補正	申請書の提出を受け、審査に必要な書類が全て揃っているか確認します。不備や不足等があれば、訂正や訂正を依頼します。
2	減免審査	東京都立学校の授業料等減免取扱要領に基づき、審査を行います。
3	分納審査	申請書等の内容に基づき、納付状況の確認、支払い計画の実効性等を総合的に審査します。
4	決定手続き	学校長が、減免又は分納の可否について決定します。
5	許可・不許可決定通知	申請者に決定した結果を通知します。
6		
7		
8		
9		
10		